

過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

- 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号） · · · · ·
 - 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号） · · · · ·
 - 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号） · · · · ·
 - 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号） · · · · ·
 - 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号） · · · · ·
 - 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号） · · · · ·

改 正 案

現 行

（過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準）

第一条　過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第二条

第一項に規定する政令で定める収入は、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第一項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第五項第一号に規定する金額とする。

2 法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、次に定めるところによる。

一 法第二条第一項第一号（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する市町村にあつては、十三億円

二 法第二条第一項第二号に該当する市町村にあつては、二十億円

3 第一項の収入についての法第二条第一項の規定の適用については、同項に規定する収入の額は、次に定めるところによる。

一 前項第一号の市町村にあつては、平成十年度（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度）の公営競技に係るものとする技に係る収入の額

（過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準）

第一条　過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第二条

第一項に規定する政令で定める収入は、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第一項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第五項第一号に規定する金額とする。

2 法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、十三億円とする。

3 第一項の収入についての法第二条第一項の規定の適用については、同項に規定する収入の額は、平成十年度（法第三十二条の規定により法第二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度）の公営競技に係るものとする。

二 前項第二号の市町村にあつては、平成二十年度の公営競技に係る収入の額

(財政力指数等の算定方法)

第三条

(人口 等の算定方法)

第三条 法第二条第一項第一号イから二まで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により算定するものとする。

一 法第二条第一項第一号イ及びニに規定する数値 小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とする。

二 法第二条第一項第一号ロ及びハに規定する数値 小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

法第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により算定するものとする。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

二 前号に規定する数値で平成八年度から平成十年度まで（法第三

2 法第二条第一項第二号 （法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により算定するものとする。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

二 前号に規定する数値で平成八年度から平成十年度まで（法第三

十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）の各年度に係るものを作算したものの三分の一の数値 小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。

2 法第二条第一項第一号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 法第二条第一項第一号イ及びニに規定する数値 小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とする。

二 法第二条第一項第一号ロ及びハに規定する数値 小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

3 前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第二号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する国勢調査の

十二条の規定により法第二条第一項第二号の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第二項において同じ。）の各年度に係るものを作算したものの三分の一の数値 小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。

結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前二箇年度内。次条第一項において同じ。)」とあるのは、「平成十八年度から平成二十年度まで」と、前項中「第二条第一項第一号イから二まで」(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)とあるのは、「第二条第一項第二号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは、「第二条第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは、「第二条第一項第二号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

(市町村の廃置分合等があつた場合における財政力指數等の算定方法)

第四条

第四条 昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十五年の人口、昭和四十五年の人口又は平成七年の人口(法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口)の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

三 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となつた区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となつた区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

平成九年四月一日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号本文に規定する数値を算定する場合には、平成八年度から平成十年度までの各年度のうち当該算定の基礎となる当該市町村の廃置分合又は境界変更の日の属する年度前の各年度（以下この項において「廃置分合等年度前の各年度」という。）の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、次に定めるところによ

2 | 平成九年四月一日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合には、平成八年度から平成十年度までの各年度のうち当該算定の基礎となる当該市町村の廃置分合又は境界変更の日の属する年度前の各年度（以下この項において「廃置分合等年度前の各年度」という。）の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、次に定めるところによ

る。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前の各年度に係る地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該市町村の廃置分合等年度前の各年度における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域をその区域とする市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して同法第九条第二号の例により計算した基準財政収入額又は基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例により計算するものとする。

る。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前の各年度に係る地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該市町村の廃置分合等年度前の各年度における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域をその区域とする市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して同法第九条第二号の例により計算した基準財政収入額又は基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例により計算するものとする。

昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十年の人口、昭和四十五年の人口又は平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にはあつては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となつた区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変

更により他の市町村の区域となつた区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

3

前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成十九年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第二号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成十八年度から平成二十年度まで」と、前項中「第二条第一項第一号ただし書及び同号イから二二まで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第二号ただし書及び同号イから二二まで」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和五十五年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあつては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成十七年の人口」と読み替えるものとする。

（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）

第六条（略）

2・3（略）

（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）

第六条（略）

2・3（略）

4 法第十二条第一項第十六号の集落の整備のための政令で定める用

4 法第十二条第一項第十四号の集落の整備のための政令で定める用

地及び住宅は、法第六条第一項の市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。

5 法第十二条第一項第十七号の政令で定める施設は、次に掲げるもの

のうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第三十七条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るもの）を除く。）とする。

一 太陽光を電気に変換するための施設又は設備

二 風力を発電に利用するための施設又は設備

三 水力を発電に利用するための施設又は設備

四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料と

地及び住宅は、法第六条第一項の市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。

する燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

6 | 八 バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備
法第十二条第一項第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 林業用として継続的な使用に供される作業路

二 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の經營の近代化のための施設

三 商店街振興のために必要な共同利用施設

四 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設

五 除雪機械

六 簡易水道施設

七 市町村保健センター及び母子健康センター

八 市町村立の幼稚園

九 公立の小学校又は中学校の

学校給食の実施に必要な施設及び設備

十 小規模な公立の中等教育学校の前期

課程の校舎で構造上危険な状態にあるため改築を要するもの（当該改築に係る建築計画が教育の充実を図るために必要な教室の構造の整備に関する事項を含むものに限る。）

5 | 法第十二条第一項第十五号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 林業用として継続的な使用に供される作業路

二 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の經營の近代化のための施設

三 商店街振興のために必要な共同利用施設

四 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設

五 除雪機械

六 簡易水道施設

七 市町村保健センター及び母子健康センター

八 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた学校給食の実施に必要な施設及び設備

九 小規模な公立の中等教育学校の前期課程の校舎で構造上危険な状態にあるため改築を要するもの（当該改築に係る建築計画が教育の充実を図るために必要な教室の構造の整備に関する事項を含むものに限る。）

(公共下水道管理者の権限の代行)

第八条 (略)

2 法第十五条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一～八 (略)

3 (略)

4 都道府県は、法第十五条第三項の規定により公共下水道管理者に代わって第二項第四号、第六号又は第八号の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

(情報通信技術利用事業)

第十条 法第三十条の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。

一 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であつて次に掲げるもの

イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

(公共下水道管理者の権限の代行)

第八条 (略)

2 法第十五条第四項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって第二項第四号、第六号又は第八号の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

3 (略)

4 都道府県は、法第十五条第四項の規定により公共下水道管理者に代わって第二項第四号、第六号又は第八号の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

二 前号の業務に付随して行う業務であつて、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

(新たに過疎地域の市町村となつた場合の国の負担等に関する規定の適用)

第十二条 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき法第十条（別表を含む。）、第十二条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五项、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度（以下この条において「公示の年度」という。）の予算に係る国の負担又は補助（公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）から適用する。

(市町村の合併があつた場合の特例)

第十三条 法第三十三条第二項前段の規定により同項前段に規定する過疎地域であつた区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合においては、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条第一項、第四項及び第五項、第七

(新たに過疎地域の市町村となつた場合の国の負担等に関する規定の適用)

第十一条 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき法第十条（別表を含む。）、第十二条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第九項及び第十項、第十六条第五项、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度（以下この条において「公示の年度」という。）の予算に係る国の負担又は補助（公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）から適用する。

(市町村の合併があつた場合の特例)

第十二条 法第三十三条第二項前段の規定により同項前段に規定する過疎地域であつた区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合においては、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条第一項、第四項及び第五項、第七

条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第一項、第十七条並びに
第十九条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第六条第一項中「過疎地域自立促進市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域自立促進市町村計画」と、法第二十八条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」とする。

(略)
附 則

条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第一項、第十七条並びに
第十九条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第六条第一項中「過疎地域自立促進市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域自立促進市町村計画」と、法第二十八条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」とする。

(略)
附 則

改 正 案	現 行
（無償貸付）	（無償貸付）
第一条（略）	第一条（略）
2 各省各庁の長は、法第二条第二項第六号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。	2 各省各庁の長は、法第二条第二項第六号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。
一 次条第七項第一号に掲げる区域にある法第二条第二項第六号に規定する施設（以下「義務教育等諸学校施設」という。）次条第七項第一号の告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間	一 次条第七項第一号に掲げる区域にある法第二条第二項第六号に規定する施設（以下「義務教育等諸学校施設」という。）次条第七項第一号の告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間
二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設につては、その該当することとなつた日）から平成二十八年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設につては、その該当しないこととなつた日の前日）までの間	二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設につては、その該当することとなつた日）から平成二十二年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設につては、その該当しないこととなつた日の前日）までの間

○内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）抄（第三条関係）

改 正 案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>2 法第四条第三項第十九号に規定する政令で定める経費は、前項第十二号に掲げる公共下水道の設置及び改築に関する経費のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第九項の規定により国が通常の補助の割合を超えて補助することとなる額の交付に要する経費とする。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>2 法第四条第三項第十九号に規定する政令で定める経費は、前項第十二号に掲げる公共下水道の設置及び改築に関する経費のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第十項の規定により国が通常の補助の割合を超えて補助することとなる額の交付に要する経費とする。</p>

	附 則 （自治行政局の所掌事務の特例）	改 正 案	附 則 （自治行政局の所掌事務の特例）	現 行
第四条 （略）	第四条 （略）	2　自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	2　自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
平成二十四年三月三十日	（略）	平成二十二年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
平成二十五年三月三十日	（略）	平成二十四年三月三十日	（略）	
平成二十六年三月三十日	（略）	平成二十六年三月三十日	（略）	
平成二十七年三月三十日	（略）	平成二十七年三月三十日	（略）	
平成二十八年三月三十日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。			

月三十一日

（二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（自治財政局財務調査課の所掌事務の特例）

第十五条 （略）

3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

- 一 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び許可に関する基準に関すること。
- 二 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び許可に関する基準に関すること。
- 三 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項の規定による元利償還に要する経費を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する地方債の指定に関すること。

（自治財政局財務調査課の所掌事務の特例）

第十五条 （略）

3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、平成二十二年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

- 一 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び許可に関する基準に関すること。
- 二 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び許可に関する基準に関すること。
- 三 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項の規定による元利償還に要する経費を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する地方債の指定に関すること。

○農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）抄（第五条関係）

		附 則		改 正 案		附 則		現 行	
		(農村振興局の所掌事務の特例)				(農村振興局の所掌事務の特例)			
		第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。				第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。			
期限	事務	期限	事務	期限	事務	期限	事務	期限	事務
平成二十四年三月三十一日	(略)	平成二十二年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成二十四年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)
平成二十六年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)	平成二十六年三月三十一日	(略)	平成二十七年三月三十一日	(略)	平成二十七年三月三十一日	(略)
平成二十七年三月三十一日	(略)	平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成二十八年三月三十一日	(略)	平成二十九年三月三十一日	(略)	平成二十九年三月三十一日	(略)

月三十一日

二年法律第十五号) 第二条第一項に規定する過疎地域をいう。) の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）抄（第六条関係）

		附 則	改 正 案	附 則	現 行
期限	事務	(都市・地域整備局の所掌事務の特例)		(都市・地域整備局の所掌事務の特例)	
第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。		第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。		第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それ自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それ自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十四年三月三十一日	(略)				
平成二十五年三月三十一日	(略)				
平成二十六年三月三十一日	(略)				
平成二十七年三月三十一日	(略)				
平成二十六年三月三十一日	(略)				
平成二十七年三月三十一日	(略)				

平成二十八年三月三十日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
-------------	--

（都市・地域整備局地方振興課の所掌事務の特例）

第八条 都市・地域整備局地方振興課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十四年三月三十日	（略）
平成二十七年三月三十日	（略）
平成二十八年三月三十日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（都市・地域整備局地方振興課の所掌事務の特例）

第八条 都市・地域整備局地方振興課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十二年三月三十日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十四年三月三十日	（略）
平成二十七年三月三十日	（略）

（都市・地域整備局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例）

第十三条 都市・地域整備局下水道部下水道事業課は、第九十四条各

（都市・地域整備局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例）

第十三条 都市・地域整備局下水道部下水道事業課は、第九十四条各

号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

(道路局地方道・環境課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局地方道・環境課は、第百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十七年三月三十一日	(略)
平成二十八年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

号に掲げる事務のほか、平成二十二年三月三十一日までの間、過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

(道路局地方道・環境課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局地方道・環境課は、第百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十二年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
平成二十七年三月三十一日	(略)

